

女性・平和・安全保障(WPS)に関する 安保理決議と「行動計画」

2014年6月
外務省

1. 女性・平和・安全保障に関する安保理決議

安保理決議	概要
平和構築と紛争予防における女性の参画とリーダーシップ	
決議第1325号 (2000年)	<u>女性と平和・安全保障を関連づけた初の安保理決議</u> 。女性が紛争に影響を受けていることを認識するとともに、紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の積極的な参画を要請。さらに、紛争下の性的暴力からの女性の保護、平和活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化、女性の権利及びジェンダー平等の促進を要請。
決議第1889号 (2009年)	<u>安保理決議第1325号に言及されているような和平プロセス・平和構築への女性の参画の際の障害に対処するための安保理決議</u> 。国連事務総長に対し、安保理決議第1325号の履行をモニタリングするための国際的な一連の指標を安保理に提出することを要請。さらに、紛争及び紛争後の状況における女性及び女兒のニーズへの国内的・国際的対応の強化を要請。
決議第2122号 (2013年)	<u>女性・平和・安全保障に関する諸施策の実施により体系的なアプローチを示した安保理決議</u> 。紛争解決と平和構築における女性のリーダーシップと積極的な参画に焦点。国連事務総長に対し、ジェンダー専門家の国連交渉団への配置、交渉者として幹部レベルの女性の指名を要請。また、国連事務総長及び国連事務総長特別代表に対し、女性の参画について安保理への報告を要請。さらに、2015年のハイレベル・レビュー及びそれに向けた安保理決議第1325号の実施に関するグローバル・スタディーについても言及。

1. 女性・平和・安全保障に関する安保理決議

安保理決議	概要
紛争下の性的暴力の予防と対処	
決議第1820号 (2008年)	紛争下の性的暴力を国際平和と安全の問題として認識した初の安保理決議。政治的・軍事的目標を達成するための武装隊による文民に対する性的暴力行使の停止、紛争当事者による性的暴力に関する不処罰の終焉と文民の効果的な保護を要請。さらに、PKOに対し、職員研修、平和活動へのより多くの女性派遣、ゼロ・トレランス政策の徹底、国内機関の能力強化等を通じた性的暴力防止及び対処のためのメカニズムの構築を要請。
決議第1888号 (2009年)	リーダーシップの発揮及び効果的な支援メカニズム構築を通じた安保理決議第1820号の履行を強化する安保理決議。紛争下の性的暴力への国連の対応を調整するための事務総長特別代表の任命、関係する地域への専門家・アドバイザーチームの早急な派遣を要請。さらに、和平交渉において性的暴力問題を取り上げ、性的暴力問題に取り組むためのアプローチを強化するほか、紛争の傾向と加害者に関するモニタリング及び報告制度の改善を要請。 なお、クリントン米 국무長官の議長の下で採択された。
決議第1960号 (2010年)	安保理決議第1820号及び第1888号の履行に関する報告義務システムを設置するための安保理決議。国連事務総長に対し、紛争に関連した性的暴力の強い疑いがある又は責任がある当事者を年次報告の付属に列挙するよう要請。関連する制裁委員会は、紛争下の性的暴力担当事務総長特別代表からブリーフを受け、列挙された当事者に行動を起こすことが可能。さらに、紛争下の性的暴力に特定したモニタリング・分析・報告メカニズムの構築を要請。
決議第2106号 (2013年)	紛争下の性的暴力防止と対処に関する既存の安保理決議を強化するための安保理決議。紛争下の性的暴力への対応のため、治安、司法の対応が必要であることを確認。女性及び女児だけではなく、男性及び男児も被害者となっている惨禍を認識。性的暴力防止に向け、一貫した厳格な捜査と訴追の必要性、予防・保護・平和構築のあらゆる段階における女性の参画の重要性を強調。安保理決議第1888号により設置された専門家・アドバイザーチームを各国の取組に活かすよう促し、事務総長と関連の国連組織に対し、紛争下の性的暴力に関するモニタリング、分析及び報告をするよう要請。

2. 国連安保理決議第1325号（概要）

概要

女性と平和・安全保障を関連づけた初の安保理決議。女性が紛争に影響を受けていることを認識するとともに、紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の積極的な参画を要請。さらに、紛争下の性的暴力からの女性の保護、平和活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化、女性の権利及びジェンダー平等の促進を要請。

主文骨子

安保理は、

- 加盟国に対し、紛争の予防、管理及び解決のためのメカニズムにおける意思決定の段階における女性の地位拡大を要請する。
- 事務総長(SG)に対し、紛争解決及び和平プロセスにおける意思決定段階において女性の参画が拡大することを呼びかけたSG戦略計画の実施を慫慂する。
- SGに対し、SGに代わって周旋を履行するためのSG特別代表及びSG特使としてより多くの女性を任命することを要請する。
- SGに対し、国連のフィールド活動、特に軍事監視要員、文民警察、人権及び人道問題担当要員における女性の役割と貢献を拡大することを模索することを要請する。
- 安保理が国連平和維持活動にジェンダーの視点を取り入れる用意があることを表明するとともに、SGに対し、適当な場合には、フィールド活動においてジェンダーの視点に配慮した活動を含めることを確保することを要請する。
- SGに対し、女性の保護、権利及び特別のニーズに関する訓練ガイドライン及び訓練教材を加盟国に対して供給することを要請するとともに、加盟国に対し、部隊展開の準備において軍事及び文民警察要員のための各国の訓練計画の中にそれらを組み込むことを慫慂する。さらに、SGに対し、平和維持活動の文民要員が同様の訓練を受けることを確保するよう要請する。
- 加盟国に対し、ジェンダーの視点を取り入れた訓練のための努力に対する自発的な財政、技術及び物資支援を増加するよう要請する。
- 全ての関係当事者に対し、和平合意に関する交渉及び実施の際に、ジェンダーの視点を採用するよう呼びかける。
- 全ての紛争当事者に対し、女性の権利及び保護に関して適用可能な国際法の完全な遵守を呼びかける。
- 全ての紛争当事者に対し、紛争下における性的暴力から女性及び女児を保護するための特別の措置をとることを呼びかける。
- 全ての紛争当事者に対し、難民及び避難民キャンプの文民的及び人道上の性格を尊重し、女性及び女児の特別のニーズを考慮することを呼びかける。
- SGに対し、女性及び女児に対する軍事的紛争の影響、平和構築における女性の役割、和平プロセス及び紛争解決における性の側面に関する調査を実施し、そのような調査結果についての報告書を安保理に提出することを慫慂する。

3. 女性・平和・安全保障に関する「行動計画」

- ✓ 女性・平和・安全保障に関する安保理決議の履行のため、各国特有の状況やこれまでの取組等を反映した形で各加盟国が策定する行動計画。
- ✓ 安保理は、累次の議長声明*等において、行動計画の策定を各加盟国に呼びかけ。現在、45か国が行動計画を策定済み。

*安保理議長声明S/PRST/2002/32(2002年10月)行動計画関連パラ概要(仮訳)

安保理は、加盟国等に対し、モニタリングを含む人道オペレーション及び復帰・復興プログラムに関し、目標とタイムテーブルを含む明確な戦略と行動計画を策定すること、また、紛争後の状況下において、財産権等の欠如や経済資源へのアクセスの欠如といった紛争後の状況下において女性が直面している制約に焦点を当てた活動目標を策定することを慫慂する。

*安保理議長声明S/PRST/2004/40(2004年10月)、S/PRST/2012/23(2012年10月)行動計画関連パラ概要(仮訳)

安保理は、行動計画その他の国家レベルの戦略を策定していくことを含む、国家レベルの安保理決議1325号(2000年)を履行するための加盟国の努力を歓迎し、そのような取組を追求し続けることを加盟国に呼びかける。

行動計画策定済みの国名一覧(計45か国)

(北米) 米国, カナダ

(注)2014年3月時点

(欧州) 英国, ドイツ, フランス, イタリア, スペイン, ポルトガル, アイスランド, アイルランド, エストニア, オーストリア, オランダ, クロアチア, スイス, スウェーデン, スロベニア, セルビア, デンマーク, ノルウェー, フィンランド, ベルギー, ボスニア・ヘルツェゴビナ, マケドニア, リトアニア

(中央アジア) キルギスタン, グルジア

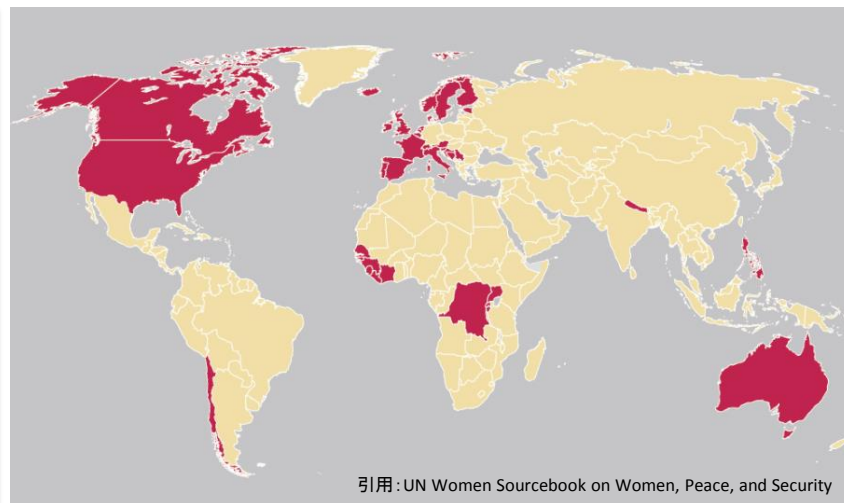
(中東) イラク

(アフリカ) ウガンダ, ガーナ, ギニア, ギニアビサウ, コートジボワール, コンゴ(民), シエラレオネ, セネガル, ナイジェリア, ブルンジ, リベリア, ルワンダ

(中南米) チリ

(アジア・大洋州) 豪州, ネパール, フィリピン, 韓国

※下線はG8諸国



引用: UN Women Sourcebook on Women, Peace, and Security

4. 行動計画に盛り込むべき要素

国連が定める重点4分野と事務総長報告(S/2010/498)において示された各分野における小目標

1. 紛争下及び紛争後において、女性及び女兒へのあらゆる形態の暴力を防止

小目標1 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止、特に性的暴力の防止。

小目標2 紛争下・停戦下・平和交渉中・紛争後における女性と女兒の権利侵害をモニターし、これに対応するためのメカニズムの導入。

小目標3 国際・国家・非政府主体は、女性及び女兒に対するあらゆる形態の人権侵害について国際的水準に沿った責任をとる。

小目標4 早期警戒システムや紛争予防メカニズムに女性や女兒特有のニーズへの対応を含める。

2. 国家・地域・国際レベルにおいて、女性が男性と同等に平和・安全保障に係る意思決定に参画

小目標1 紛争予防・管理・解決の意思決定プロセスにおいて女性と女性の利益を含める。

小目標2 公式・非公式の平和交渉・平和構築プロセスにおける女性の代表性を高め、実質的な参画を促進する。

小目標3 国家及び地方政府の選ばれた代表又は意思決定者における女性の代表性を高め、実質的な参画を促進する。

小目標4 紛争や女性・女兒の人権侵害を防止・管理・解決するための活動における女性及び女性組織の代表性を高める。

3. 紛争下及び紛争後において、女性及び女兒の人権を保護し増進する

小目標1 女性及び女兒の安全、物理的・精神的健康、経済的安全を保護し人権を尊重する。

小目標2 女性及び女兒の政治的・経済的・社会的・文化的権利を、国際水準に沿った国内法令で保護する。

小目標3 女性及び女兒の物理的安全を強化するためのメカニズムを導入。

小目標4 危険下に置かれた女性及び女兒の生計維持サービスへのアクセスを可能にする。

小目標5 人権侵害を受けた女性による司法へのアクセスを高める。

4. 女性と女兒特有の救済の必要性への対処、救済と復興における女性の能力を強化

小目標1 紛争及び紛争後における女性及び女兒の母子保健のニーズに対応。

小目標2 復興プログラムにおける脆弱な環境下の女性及び女兒のニーズへの対応。

小目標3 紛争後、移行期の司法・和解・再建プロセスにジェンダーの視点を取り入れる。

小目標4 武装解除・動員解除・再統合や治安部門改革において、女性の関係者、元戦闘員及び武装集団に付属する女性と女兒の安全上の必要性に配慮する。